

えん罪・仙台北陵クリニック事件 千葉刑務所 守大助さん面会記



3月26日(火) ご両親

暖かい日差しで構内の3分咲きの桜が出迎えてくれました。部屋に入ってきた息子の雰囲気が変わっていたので、一瞬何事かと心配したら散髪直後でした。いつもと変わらず元気で、数日前に風邪で仕事を休み部屋で休ませていただいたら一日で良くなったとのこと。

前日の最高裁要請、その後の連絡会の話で、全国北海道・高知からまで駆けつけてくれ、7月には100名規模大集会を開きチラシ、のぼり旗の準備、支援を広げるための活動など活発な議論がなされたことを伝えたら目を輝かせて聞いており、皆さんに大変感謝しておりました。医療関係の裁判でも、自分の事件を重ね合わせ、医療の閉鎖的な部分も各地の裁判所で見直しされてきており年号も変わるので良い方向へと向かうことを願っておりました。

帰りに天候の急変情報が出ており福島を通過する際に前が見えなくなる位の豪雨で先が心配されたが、宮城に入り嘘のように回復したので天候のように今後の裁判にも期待したいです。

3月22日(金) 一関さん(東京の会)

東京の会の一関です。3月22日の金曜日に、千葉刑務所の守大助さんと面会してきました。

私は面会初めてですので、千葉の戸賀さんにアレコレ案内していただけて助かりました。

私は救援新聞豊島版に北陵クリニック事件を連載していて、掲載紙を大助さんにも送っています。

この連載のために裁判資料を読むにつれ、守大助筋弛緩剤事件はなくても、ことにA子ちゃんに関して医療過誤はあったのではないかと思うようになっていたので、その疑問をぶつけたところ、「医療過誤だよ。前から言っているよ」という返事でした。また一審弁論文に書いてあるようなことを私が質問したからでしょう。一審弁論文を読むように薦められたので取り寄せました。

続きは、豊島支部ニュースに書いていきます。

えん罪・仙台北陵クリニック事件とは

守大助さん(当時29歳)が当時勤務していた医療法人北陵クリニックに於いて患者5人の点滴に筋弛緩剤を混入したとして2001年に逮捕。仙台地裁・高裁・最高裁で「無期懲役」が2008年2月に確定。同年7月から千葉刑務所に服役中。大助さんには動機がなく、患者の容体急変は筋弛緩剤の薬理効果と矛盾しており、科学鑑定でも否定されている。試料は鑑定時に全量消費・廃棄され、再鑑定ができない。

2012年2月10日仙台地裁に再審申立をし、2014年3月25日に再審棄却される。仙台高裁に即時抗告をするが2018年2月28日棄却される。3月5日最高裁に特別抗告を行う。

3月13日佐々木直美さん

日差しは暖かいのに風が強い日。

お互い千葉に来てから花粉症が…という話で笑いあう。飲み薬と目薬は必須だよ〜と意気投合。

大助さんの仕事の話も聞かせてもらった。

ニラを50キロも切る事、140キロものじゃがいもの芽取りを手作業でする事、やたらと大きい人参の乱切りが大変事。

でも看護師当時のシフトや仕事の話をする時の瞳の輝きは私の知っている当時の大助さんのままでした。

こんな他愛もない話を楽しむには短すぎる時間。

私にはこんな話で少しでも気を紛らわせてもらうくらいしか出来なけれど、せめて楽しく笑ってもらえたら嬉しいです。



写真は一関さん

激励先 〒264-8585 千葉市若葉区貝塚町192 守大助さん宛 2019年 128号

● 3月は上旬にメール等でお知らせします。救援会神奈川県本部に問合せ。

☐面会申込み/☐ 国民救援会神奈川県本部 Tel050-3310-1368 fax045-663-7953。

E mail-kyuenkai-k1@clock.ocn.ne.jp 発行/国民救援会千葉県本部 Tel043-239-7730 fax043-239-7740

面会感想にご協力ください。千葉県本部へ E-mail kyuen-chiba@kc4.so-net.ne.jp

毎月の最高裁要請が続けられています。この要請は3月27日要請です

◆「2001年に生まれた私の孫はつい先日、高校を卒業した。守大助さんだってこんなことがなければ同じ年頃の子どもがいたはず。人生の一番充実するはずだった日々を取り戻すことはできない。一日も早い再審開始を願っている」（札幌・宮坂）

◆「夫の桜井昌司の裁判を通じ、日本には冤罪がたくさんあることを知った。守大助さんもそのひとり。冤罪が現実にあることは隠しようのない事実であり、裁判所は正面からそのことを受け止め、対処されることを願っている」（茨城・桜井）

◆「守大助さんは間もなく48歳になり、18年も社会から隔絶されている。大助さんの無実を明らかにするために、1. 志田保夫教授、池田正行教授、土橋均鑑定人の証人尋問、2. 請求代理人が求める全証拠の開示の2点を要請する（一羊会・小林）

◆「守大介さんは無実。冤罪をなくすことは司法の役割。冤罪は最大の人権侵害。冤罪・誤判からの人権救済は最高裁の責務。再審の早期開始を求める」（高知・和田）

◆「最高裁が編集発行している『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』は、再現可能性の重要性を指摘し、鑑定経過を含めデータが開示されるべきと強調している。土橋鑑定には信用性がなく、再審がひらかれるべき」（救援会中央・吉田）

◆「裁判長にとっては一つの事件かもしれませんが、息子の身になれば一度の尊い人生。無実が潔白であるからこそ誇りを持って闘っている姿が夢の中で“父さん、母さん、僕は絶対やっていない。必ず帰るから”と叫んでいる声に胸が張り裂ける思いです。是が非でも早急に再審開始の決断を切にお願いいたします」（守祐子）



3月25日要請後の北陵全国代表者会議でご両親の訴え



3月27日の刑事・民事事件の最高裁要請

《その他医療関係事件の裁判》

2月、東京・乳腺外科医師冤罪事件の東京地裁無罪判決は検察の特別抗告で東京高裁へ、3月、滋賀県・湖東記念病院事件最高裁第2小法廷で検察特別抗告棄却して大津地裁に差し戻し、再審公判が開始されます。長野・あずみの里「業務上過失致死」事件は罰金20万円の不当な判決。

最高裁要請では救援会主催は要請団17名で60分。5事件と北陵・袴田事件独自要請は17名で30分です。北陵クリニック事件は署名と要請書を添えて提出しています。参加できない方も書面で出すこともできます。多くの冤罪事件と連携しご家族や弁護団励まし、支援者の団結をはかりましょう